

# 信用保証協会 Q & A



## Q 信用保証協会への相談は無料?

A はい、相談は無料です。信用保証協会をご利用中の方はもちろん、ご利用がない方や創業予定の方からのご相談も無料ですので、お気軽にご連絡ください。

## Q 申込みはどこでできる?

A お借入れを希望する金融機関の窓口を通してお申込みいただけます。

## Q 保証を申込みした後、どのような審査があるの?

A 申込書類、決算書などを基に審査を行います。企業訪問などにより直接お話しを伺うこともあります。



## Q 審査のポイントは?

A 決算書や確定申告書等の財務内容のほか、企業の将来性、経営意欲、資金使途、返済能力等を総合的に審査します。

## Q 赤字決算でも保証は申込みできる?

A 赤字だけを理由にお断りすることはありません。赤字の原因や経営意欲・事業計画などを総合的に検討し判断します。

## Q 信用保証協会を利用するには費用がかかる?

A 金融機関から借入れをされた際に、信用保証料をご負担いただきます。信用保証のご利用に必要なのは、この費用だけです。信用保証料率については、4ページをご覧ください。

# お問い合わせ窓口

営業時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:15

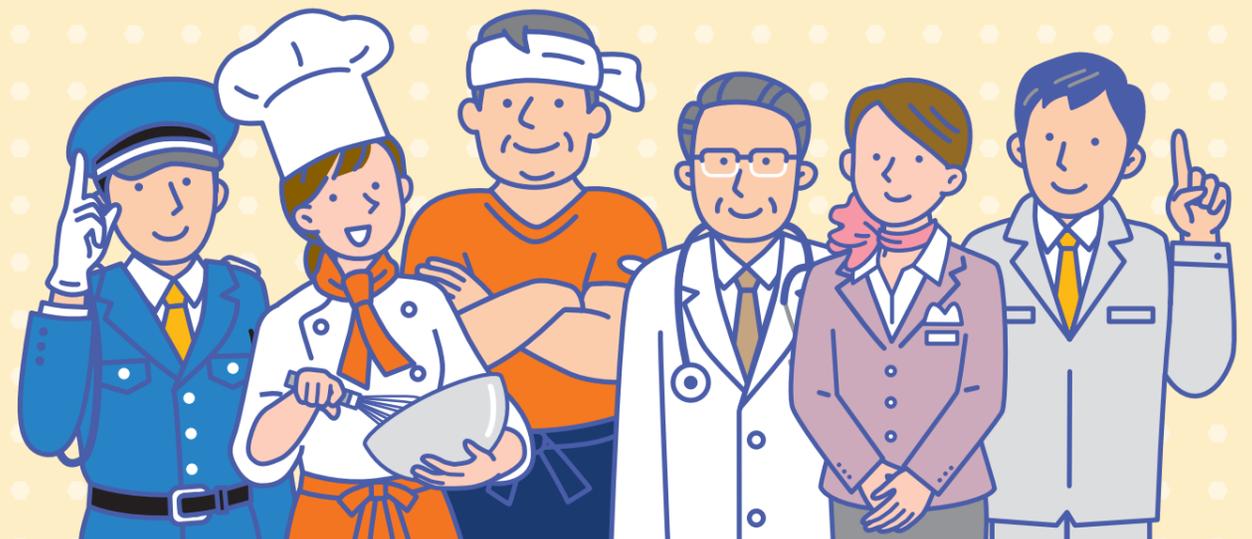
部署	電話番号	担当地域
福島営業店	024-526-1530	福島市・伊達市・二本松市・本宮市・伊達郡・安達郡
郡山支店	024-932-2769	郡山市・須賀川市・田村市・岩瀬郡・田村郡 石川郡(浅川町除く)
白河支店	0248-24-0156	白河市・西白河郡・東白川郡・石川郡浅川町
会津支店	0242-23-9171	会津若松市・喜多方市・大沼郡・河沼郡・耶麻郡 南会津郡
いわき支店	0246-23-3570	いわき市
相双支店	0244-23-5105	南相馬市・相馬市・相馬郡・双葉郡

※「問い合わせフォーム」からのご連絡も受け付けております。  
お問い合わせの際は、事業所の所在エリア(上記担当地域)をお知らせください。  
担当部署よりご連絡いたします。

問い合わせ  
フォーム▶



# 中小企業・小規模事業者のみなさまへ 福島県信用保証協会のご案内



つなぐ福島、つなぐ未来

福島県信用保証協会

ホームページはこちら

福島県信用保証協会

<https://www.fukushima-cgc.or.jp/>



# 信用保証協会ががんばる企業のパートナーです

人それぞれの人生があるように、企業にも企業それぞれの人生(ライフステージ)があります。ライフステージごとに特有のリスクがあり、抱える悩みもさまざま。わたしたち福島県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者のみなさまのライフステージに合わせた資金調達と経営課題解決を、豊富な支援メニューでサポートします。



## 信用保証協会ご利用のメリット

### 金融機関からスムーズに融資が受けられる

これから創業する方や金融機関との取引がはじめての方、すでに金融機関独自の融資(プロパー融資)の取引がある方でも、公的機関である信用保証協会が保証人になることで融資を受けやすくなります。



### 事業の成長や経営改善もサポート

融資保証だけでなく、金融相談や経営相談、各企業支援機関と連携した支援、経営課題に応じた専門家派遣などの支援メニューで、その後の経営もサポートします。

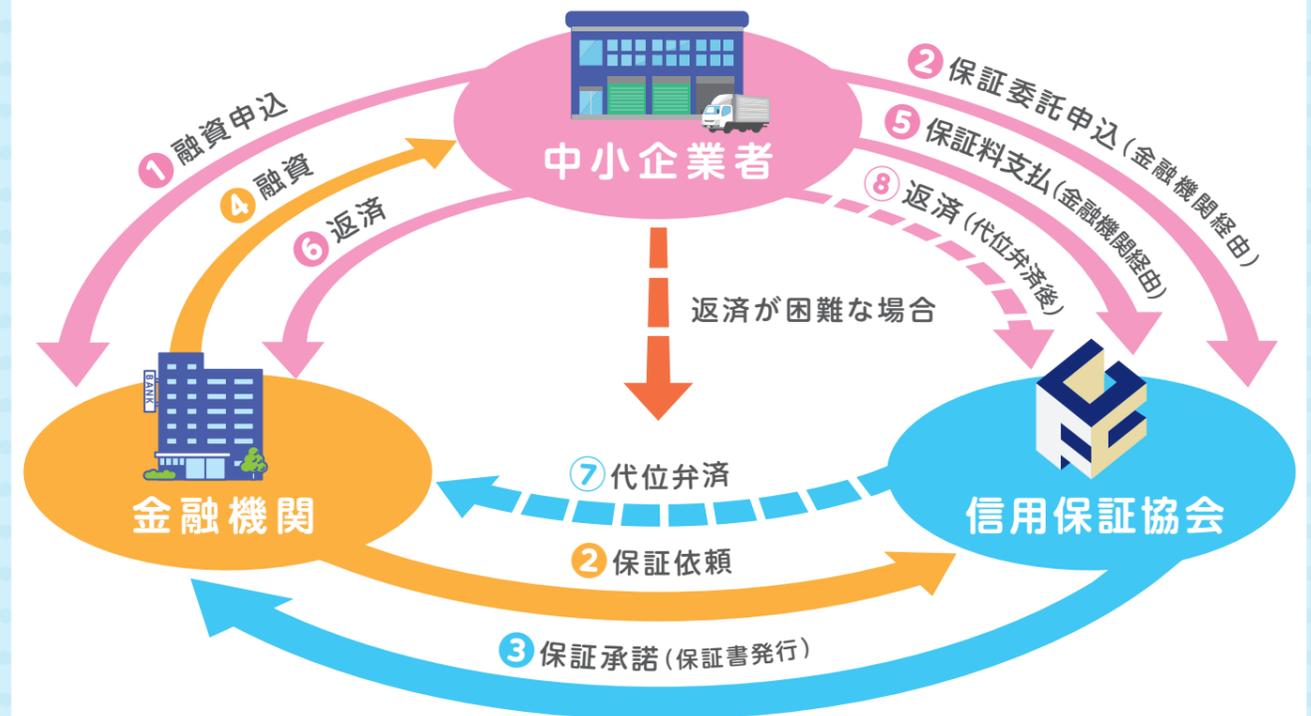
### ニーズに合わせた保証制度を選べる

資金調達の目的や返済計画に合わせて、さまざまな保証制度の中からご提案します。自治体による信用保証料補助や利子補給などの支援が受けられる場合も。



# 「信用保証制度」のしくみ

信用保証制度は、企業のみなさまと金融機関、信用保証協会の3者から成り立ちます。



- 1 企業から融資申込を受けた金融機関は、融資を適当と認めた場合、協会に信用保証を依頼し、企業は協会に対し信用保証委託申込(金融機関経由)を行います。
- 2 協会は、企業の将来性、経営意欲、資金の使途、返済能力等を総合的に審査し、金融機関へ保証の諾否を連絡します。  
※審査の結果、ご希望に添えない場合があります。
- 3 金融機関は、協会が発行した保証書に基づき融資します。このとき、企業は所定の信用保証料を金融機関を通じてお支払いいただきます。
- 4 企業は融資条件に基づき返済します。
- 5 万が一、何らかの事情によって、借入金の全部または一部が返済できなくなったとき、企業に代わって金融機関へ返済(代位弁済)します。
- 6 代位弁済後は、協会が企業の実情に応じて返済を求めます。

### 返済が困難な場合のサポート

- 7 万が一、何らかの事情によって、借入金の全部または一部が返済できなくなったとき、企業に代わって金融機関へ返済(代位弁済)します。
- 8 代位弁済後は、協会が企業の実情に応じて返済を求めます。

## 「信用保証協会」とは

「信用保証協会法」に基づき設立された公的機関です。全国に51※の信用保証協会が存在し、その地域の中小企業・小規模事業者のみなさまを金融面から支え、地域経済の発展に貢献する役割を担います。

※47都道府県+4市(横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市)



## 主なご利用要件

### ■ 所在地

福島県内で事業を営んでいる中小企業のみなさまがご利用いただけます。

#### 個人

住居または事業所のいずれか

#### 法人

本店または事業所のいずれか

### ■ 業種

ほとんどの業種でご利用いただけます。

個人の場合は常時使用する従業員数が、法人の場合は資本金または常時使用する従業員数のどちらかが下記に該当する必要があります。なお、特定非営利活動法人(NPO法人)の場合は、常時使用する従業員数が下記に該当していればご利用いただけます。

#### 製造業等



資本金  
3億円以下  
従業員数  
300人以下

#### ソフトウェア/情報処理サービス業



資本金  
3億円以下  
従業員数  
300人以下

#### 卸売業



資本金  
1億円以下  
従業員数  
100人以下

#### 旅館業



資本金  
5,000万円以下  
従業員数  
200人以下

#### サービス業



資本金  
5,000万円以下  
従業員数  
100人以下

#### 小売業・飲食業



資本金  
5,000万円以下  
従業員数  
50人以下

#### 医業



従業員数  
法人300人以下

※製造業等には、建設業、不動産業、運送業、鉱業等を含みます。

- 許可等が必要な業種を営む方は、その許可等を受けている必要があります。
- 以下の業種は、信用保証の対象となりません。  
農林漁業(一部対象業種あり)、金融業の一部、サービス業の一部、  
風営法第2条に規定する性風俗関連特殊営業、  
宗教法人・学校法人・有限責任事業組合(LLP)等、その他一部の業種

### ⚠ 注意

- 1 第三者が介在・介入するご相談・お申込みはお断りします。
- 2 反社会的勢力は信用保証協会の保証の対象となりません。
- 3 生活資金や住宅資金、投機資金等の非事業性資金は対象となりません。

## 信用保証料

信用保証をご利用の際には、信用保証料をお支払いいただきます。

信用保証料は、中小企業のみなさまの経営状況に応じた9段階の信用保証料率と借入金額・保証期間・返済方法を基に計算します。

### ■ 基本となる信用保証料率

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※平成19年10月より、信用保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業のみなさまに対する支援をさらに充実させるために、「責任共有制度」が導入されました。責任共有制度の対象となる保証制度をご利用される場合には、責任共有保証料率が適用されます。

- 一部の保証制度は、次に該当する場合に信用保証料率をそれぞれ0.1%割引します。

- 1 会計参与を設置している会社の場合
- 2 有担保保証の場合

- 個別に定める信用保証料率が適用される場合があります。

※県・市町村の制度保証の保証料率は、上記料率よりも低く設定する等の措置が講じられています。

信用保証料の計算には、当協会ホームページをご活用ください

福島県信用保証協会 信用保証料シミュレーション 🔍



お申込みに必要な書類やその他の詳細については、  
当協会ホームページをあわせてご覧ください

### …………… 個人情報の取扱いについて ……………

信用保証協会では、個人情報保護法、ガイドライン等を遵守し、個人情報を慎重かつ適正に取り扱っています。

信用保証のご利用にあたって提供していただいた個人情報は、適切に管理し、法令等に定められた場合やあらかじめ同意を得た場合を除き、第三者に提供することはありません。

# 企業経営をサポート

## .....こんなお悩みはありませんか?.....

- 専門家と相談しながら創業計画書を作りたい!
- 事業計画書をブラッシュアップしたい!
- 次の世代へ引き継ぐために必要な手続きを知りたい!
- 自社の強み・弱みを把握して経営に活かしたい!
- 売上・利益の改善を図りたい!
- 特定の課題について専門家に相談したい!



そんな企業のさまざまなニーズに応じて、原則 **無料**の支援メニューをご用意しています。

## ■ 専門家によるサポート

### 対象となる方

- 原則、保証協会を利用している方。ただし創業計画策定については、当協会の保証を利用し創業を予定されている方。

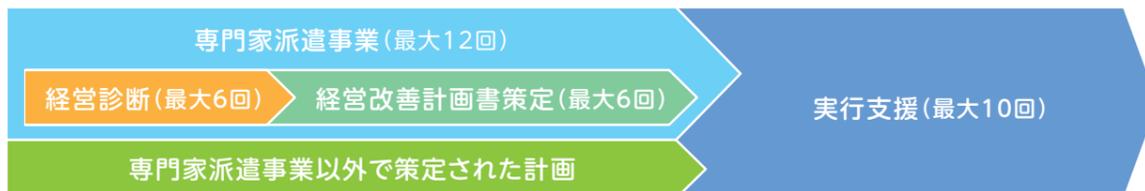
### 派遣できる専門家

- 中小企業診断士 ● ITコーディネータ ● カラーコーディネーター ● 販売士 ● 経営コンサルタント ● 弁護士 ● 公認会計士 など

### 創業支援の流れ(一例)



### 経営支援の流れ(一例)



## ■ 各支援機関と連携した経営サポート

商工会・商工会議所などの中小企業支援機関、法務・会計・財務などの専門家、地方公共団体などと連携したサポート体制を構築しています。  
当協会が事務局となり各金融機関が意見交換を行う「経営サポート会議」の運営により、複数の取引金融機関がある場合でも安心してご相談いただけます。



## ■ 経営相談会(随時)

企業のみなさまが抱えるさまざまなお悩みについて、相談窓口を設置しています。事前予約制で、支援機関や女性支援チーム雪うさぎ※の同席も可能です。また、自然災害や大型倒産による経営環境の悪化で経営の安定に支障が生じた場合については、「特別相談窓口」を設置し、ご相談内容に応じた各種保証制度、経営支援の案内などを行っています。

※「支援機関」とは、よろず支援拠点、福島県中小企業活性化協議会、福島県事業承継・引継ぎ支援センター等。  
※「女性支援チーム雪うさぎ」とは、当協会の女性職員で構成されたチームで、女性創業者や女性経営者のみなさまが気軽に相談できる窓口です。

### 経営相談窓口

経営支援課 TEL.024-526-1520 FAX.024-534-3619

福島営業店・各支店に経営相談担当窓口を設置しています。裏表紙のお問い合わせ窓口をご覧ください。

福島県の全企業のうち

**99.9%**が

中小企業・小規模事業者です

## 福島県のご利用状況

福島県の中小企業・小規模事業者  
約**5.3万**者  
のうち  
約**2万**者  
にご利用いただいております。

※中小企業者数:総務省・経済産業  
「令和3年経済センサス活動調査」より



地域経済の発展には中小企業・小規模事業者の活性化が不可欠。  
わたしたちは、福島県の企業のパートナーとして、復興と発展に貢献します。

## 「保証協会団信」のご案内

信用保証協会の団体信用生命保険制度(保証協会団信)は、みなさまの事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図る生命保険です。

全国信用保証協会連合会  
保証協会団信専用ダイヤル

**0120-966-023**

\*受付時間:月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00~17:00

なお、保証協会団信は、信用保証協会をご利用いただく方が利用対象となる生命保険であり、団信加入と保証の諾否とは関係ありません。加入資格など、保証協会団信の詳細については、全国信用保証協会連合会のホームページをご覧ください。